

## 障害者スポーツ活動助成事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、仙台市障害者スポーツ協会加盟団体・個人、および関係団体・個人（以下「団体・個人」という）が行う障害者スポーツ活動に対し、その費用の一部を助成することにより、競技力の向上をはじめとした障害者スポーツの振興に資することを目的とする。

### (助成対象および活動)

第2条 この事業における助成対象は、団体・個人が行うスポーツ活動であって、次のような活動を行う場合とする。

- (1) 仙台市内において大会等を開催する場合
- (2) 仙台市外で開催される大会等に参加する場合
- (3) その他、理事長が必要と認めるスポーツ活動を行う場合

### (配分できる助成の上限)

第3条 この事業において配分できる助成金の額は、その事業年度における予算に計上された額を上限とする。

2 助成金額は、別表に掲げる金額とする。ただし、対象事業の実支出の合計額を超えない範囲とする。

### (助成申請)

第4条 助成を受けようとする団体・個人は、助成金交付申請書（別紙様式1）、大会実施要項等、参加申込書の写しを添付し、当該活動の実施1月前までに理事長あてに申請するものとする。

### (交付の決定)

第5条 審査委員会は、助成金交付の申請があったときは、申請に係る書類等を審査し、交付が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、通知書（別紙様式2）により通知する。

### (事業報告)

第6条 この事業において助成金の交付を受けた団体・個人は、助成対象事業終了後、すみやかに事業報告書（別紙様式3）を提出するものとする。

2 この事業において助成金の交付を受けた団体・個人は、理事長の求めに応じて、助成金の活用内容などについて報告せねばならない。

### (交付の決定の取消及び助成金の返還)

第7条 助成の決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、すでに交付した助成金があるときは、期日を指定して返還を請求するものとする。

- (1) スポーツ大会が中止された場合、又はスポーツ大会の出場を中止した場合、若しくはスポーツ大会への出場人数が減少した場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 助成金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の配分に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月27日から施行する。

この要綱は、平成30年4月28日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月23日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関連）

区 分	金 額
1. 仙台市内において大会等を開催する場合	
(1) 全国規模の大会	50,000円以内
(2) 東北規模の大会	30,000円以内
(3) 県・市規模の大会	20,000円以内
2. 仙台市外で開催される大会等に参加する場合（1名あたりの上限額は、それぞれ下記大会規模に応じた金額とし、1回の申請に対する上限額は50,000円とする）	
(1) 国際規模の大会で国外で開催される大会	30,000円以内
(2) 国際規模の大会で国内で開催される大会	20,000円以内
(3) 全国規模の大会	20,000円以内
(4) 東北大会と同規模の大会	10,000円以内
3. その他、理事長が必要と認めるスポーツ活動を行う場合	上記に準じた金額以内